

新型コロナウイルス感染症について

令和2年9月10日
教育委員会

記

1 感染者の発生状況（9月9日まで）

	市町村立学校（※） （京都市立学校を除く）		府立学校（※）	
	児童生徒	教職員	児童生徒	教職員
人数	17人	2人	4人	2人

※ いずれも学校外での接触により感染

2 府立学校における修学旅行（研修旅行）の対応

教育的意義が極めて大きい活動であることから、感染防止対策など以下の事項に十分留意の上、実施に向けた検討をするよう府立学校に対して通知

- 訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。
- 感染症対策については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にし、旅行事業者等と連携して行うこと。
- 出発前から健康観察（体温・体調の確認）を徹底し、発熱等の症状がある場合や、感染が疑われる場合は参加させないこと。
- 旅行期間中、毎日の検温と教員による体調管理等、健康観察を徹底すること。
- 発熱等の事態に備えて、発症者の隔離・看護、医療機関・管轄保健所の確認、保護者との連絡体制の確認、行程の変更など、対応策を検討すること。
- 本人及び保護者に対して感染防止対策や緊急時の対応等について十分な説明を行い、理解を得た上での参加となるよう配慮すること。また、参加にあたっては、保護者に同意書の提出を求めること。